

# 令和3年度補助金（予定）

3R技術開発支援補助事業  
(補助率：2/3、上限額：各10,000千円)

## ① 廃プラスチック類の効率的回収促進事業<sup>※1</sup>

スマートセンサー<sup>※2</sup>を活用し、廃プラスチック類の効率的な収集運搬システムの実用化・普及を進める事業

※2 廃棄物保管量（体積）を自動測定・可視化する装置

## ② 廃プラスチック類のリサイクル高度化促進事業<sup>※1</sup>

リサイクル率が低い汚れたプラスチックや複数素材のプラスチック等のマテリアル・ケミカルリサイクルを進める事業（FS・設備導入等）

## ③ プラスチック代替製品の技術開発事業

紙やバイオプラスチックなどの再生可能資源を原料とした製品の研究・技術開発を行う事業

## キーワード

- ◆ 動静脈連携によるコスト効率向上
- ◆ サプライチェーン全体を通じた資源回収・リサイクルの促進
- ◆ プラスチックライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出抑制
- ◆ 新規環境配慮型製品の需要分析及び需要開拓

※1 複数の企業等が共同して取り組む事業を対象とする（応募資格等は次ページを参照）

# 令和3年度補助金応募資格（案）

次のⅠ～Ⅴすべてを満たす者とします。

- I. **京都府内に事業を行うために必要な技術・施設等を備えた事業場等を有する事業者、又は同様の事業場等を設置しようとする事業者**  
※事業を行うために必要な技術・施設等を備えた事業場等の府外移転を行う（検討開始を含む。）予定がある場合は応募要件を満たしませんのでご注意ください。  
※**共同実施者については、本要件外でも支障ありません。**
- II. 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。
- III. 直近2年間のうち、いずれかの年で貸借対照表の純資産の合計がプラスになっていること。
- IV. 府税を滞納するなど法令に抵触し、助成が不相当であると認められる事業者でないこと。
- V. 個人である場合はその者及び京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4項ウに規定する使用人並びに法人である場合はその代表者及び同条例第2条第4項イに規定する役員又は使用人が同条例第2条第4項に規定する暴力団員等に該当しないこと。  
京都府暴力団排除条例については、以下のホームページをご覧ください。  
[http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki\\_honbun/aa30019651.html](http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30019651.html)